# USPTO、特許適格性に関する宣誓書の運用に関する補足メモを公表

2026年10月5日
JETRO NY 知的財産部
角張、赤木

USPTOは、9月29日、「特許適格性に関する宣誓書（Subject Matter Eligibility Declarations: SMED）」の提出手続やその取扱いに関するユーザー向けのメモを公表[1]した。これは、本年4月に改訂されたメモ[2]の内容を補足し、出願人におけるSMEDの効果的な活用を促すための参考情報を提供するものであるとされる。

今般公表された補足メモは、SMEDに関して新たな運用・手続を設けるものではなく、主に以下の事項について補足するものである。

- 特許審査官における混同を回避するため、SMEDは新規性や非自明性に係る他の宣誓供述書とは別個に提出すべきであり、電子的に提出する場合には、書類コード「AF/D.SMED」とし、書類名称「Subject Matter Eligibility Declaration」と明示することが推奨されること
- 審査の複雑化を回避するため、SMEDは、一次審査結果通知（FA）前なども含めて可能な限り早いタイミングで提出することが推奨されること
- SMEDについて、対象の特許出願に関して利害関係を有する専門家による証言に比べて利害関係を有しない者による証言の方が説得的であり、中立的な第三者による証拠も専門家の証言内容（事実関係）をサポートするものとして参酌され得ること
- 特許審査官の理解を促進するため、提出証拠との関連性を含め、どのような趣旨・観点で提出されるSMEDであるのかについて明確化することが推奨されること
- 特許適格性について特許審査官との間で相互理解を醸成するため、SMEDに関する事項も含めて面接を積極的に活用することが推奨されること

また、上述したSMED提出に関するベストプラクティスに加えて、時期的要件などに関する方式的な一次審査、その後に実施される提出証拠の客観性などに関する実体的な二次審査を含むSMEDの取扱いに関するフローチャート[3]も併せて公表されている。

（以上）

---

[1] Subject Matter Eligibility Declarations (SMEDs) under 37 CFR 1.132 – Flowchart for Analysis and Best Practices
[2] https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2026/20260505-1.pdf
[3] Flow Chart – Evaluating Subject Matter Eligibility Declarations (SMEDs)